

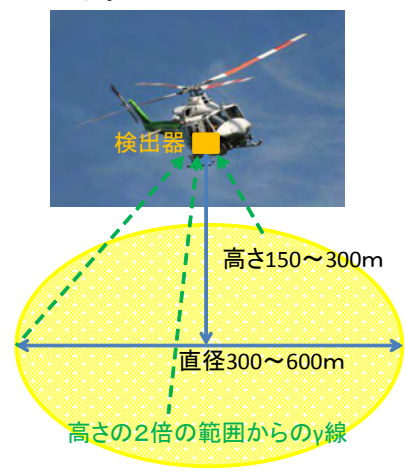
III 県内の放射線対策の状況

福島第一原子力発電所事故による放射能汚染を受け、県内では各分野で放射線量の監視や放射性物質の除去等の対策が順次進められています。その状況は次のとおりです。

1 監視・測定

一般環境、水道水、農林水産物、流通食品、学校給食、山菜などについて、放射線量の測定、監視を行っています。

分野	対策項目	対策状況
一般環境	航空機による空間放射線量率の測定	<p>国（原子力規制庁、H24年3月までは文部科学省所管）は、航空機に高感度の大型の放射線検出器を搭載し、地上に蓄積した放射性物質からのガンマ線を広範囲に測定し、県全域の放射線量の経年変化を定期的に監視しています。</p> <p>県内では、これまで3回測定が行われており、観測データを経時的に見ると、県全体の空間放射線量率は減少傾向にあります。</p> <p>〈航空機モニタリングの実施仕様〉 飛行高度150～300mから概ね2倍の直径（300～600m）の範囲に蓄積した放射性物質から放出されるガンマ線を測定し、その結果から、専用のソフトウェアを使用し、各地点での地上1mでの空間放射線量率を算出しています。</p> <p>〈県内調査実施期間〉 第1回 H23. 8. 23～H23. 9. 8 第2回 H24. 4. 2～H24. 5. 7 第3回 H24. 10. 31～H24. 12. 28 ※第4回の調査はH25. 9月末から2か月程度の間で実施予定。</p> <p>詳細な内容は、次のHPを参照してください。 http://www.pref.gunma.jp/05/e0900020.html</p> <p>問合せ先：県庁環境保全課（TEL 027-898-2841）</p>
	モニタリングポストによる常時監視	<p>国及び県は、県内25か所にモニタリングポストを整備して、HPによりリアルタイムの空間放射線量率を公表しています。</p> <p>〈県内モニタリングポスト設置場所〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前橋市（県衛生環境研究所内）* 2か所設置（地上21.8m及び地上1m） ・太田市（ぐんまこどもの国） ・富岡市（富岡市生涯学習センター） ・草津町（草津運動茶屋公園道の駅） ・川場村（川場村武道館） ・高崎市（箕郷町みねはら公園） ・桐生市（市民文化会館） ・伊勢崎市（市役所） ・沼田市（旧南郷小学校） ・館林市（市役所） ・渋川市（こもちふれあい公園） ・藤岡市（鬼石多目的ホール） ・安中市（松井田支所）



(次ページへ)

分野	対策項目	対策状況								
一般環境	<p>(前ページから) モニタリングポストによる常時監視</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・みどり市（東支所） ・上野村（役場） ・下仁田町（役場） ・中之条町（沢田公民館） ・長野原町（総合運動公園） ・嬭恋村（役場） ・高山村（役場） ・東吾妻町（旧古谷配水池） ・片品村（戸倉サブセンター） ・みなかみ町（水上支所） ・前橋市（赤城公園大洞駐車場） <p>詳細な内容は、次のHPをご覧ください。 http://radioactivity.nsr.go.jp/map/ja/</p> <p>問合せ先：県庁環境保全課 (TEL 027-898-2841)</p> <div style="text-align: right;">  </div> <div style="text-align: right;">  <p>ホームページで公開</p> </div>								
	<p>サーベイメータによる広域調査</p>	<p>県・市町村等の職員が携行型放射線測定器（サーベイメータ）を使用して、空間放射線量率の定点監視を定期的に行っています。</p> <p>〈広域調査の実施仕様〉 生活圏を中心に、地上1mの空間放射線量率を調査しています。各測定地点での測定日時のずれについては、放射能の減衰を考慮した計算により補正し、全県同一日での放射線量として公表しています。 平成25年度からは、年2回（5、11月）のペースで実施しています。</p> <p>〈実施時期と測定地点数〉</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>第1回</td> <td>H23.9.30時点</td> <td>679地点</td> </tr> <tr> <td>第2回</td> <td>H24.9.30時点</td> <td>1,115地点</td> </tr> <tr> <td>第3回</td> <td>H25.5.30時点</td> <td>1,124地点</td> </tr> </table> <p>これまでの3回の測定結果によると、生活圏の空間放射線量率が着実に低下してきています。</p> <p>詳細な内容は、「群馬県放射線マップ」として県のHPで公表しています。</p> <p>http://www.pref.gunma.jp/05/e0900088.html</p> <p>問合せ先：県庁環境保全課（TEL 027-898-2841）</p> <p>また、一部市町村では、管内の空間放射線量率を更に詳細に測定して、市町村HP等で公表しています。</p> <p>詳細な内容は、次のHPを参照してください。 http://www.pref.gunma.jp/05/e0900020.html</p> <div style="text-align: right;">  <p>サーベイメータによる空間放射線量率の測定</p> </div>	第1回	H23.9.30時点	679地点	第2回	H24.9.30時点	1,115地点	第3回	H25.5.30時点
第1回	H23.9.30時点	679地点								
第2回	H24.9.30時点	1,115地点								
第3回	H25.5.30時点	1,124地点								

分野	対策項目	対策状況											
一般環境	<p>降下物の調査</p>	<p>県は、大気中に放出された放射性物質の降下量を測定しています。</p> <p>〈測定方法〉 衛生環境研究所（前橋市）に設置した大型水盤に純水を入れておき、1か月の降下物を受け、水盤内の水中にたまった降下物をゲルマニウム半導体検出器で分析しています。</p> <p>平成23年3月にヨウ素131を14,000 MBq/km²（メガベクレル毎平方キロメートル）、セシウム134を4,700MBq/km²、セシウム137を4,700MBq/km²検出しました。 現在はヨウ素131は検出されず、セシウム134及びセシウム137が数MBq/km² 検出されるレベルで推移しています。</p> <p>詳細な内容は、次のHPを参照してください。</p> <p>http://www.pref.gunma.jp/05/e0900020.html</p> <p>問合せ先：県庁環境保全課（TEL 027-898-2841）</p>											
	<p>公共用水域の調査</p>	<p>国（環境省）が、県内の河川、湖沼の放射性物質モニタリング調査を定期的実施しています。</p> <p>〈調査地点及び回数〉</p> <table border="0"> <tr> <td>平成23年度</td> <td>河川50地点、湖沼19地点</td> <td>各地点1～2回</td> <td>H23.11.23開始</td> </tr> <tr> <td>平成24年度</td> <td>河川48地点、湖沼22地点</td> <td>各地点2～7回</td> <td></td> </tr> <tr> <td>平成25年度</td> <td>河川48地点、湖沼24地点</td> <td>各地点1～5回</td> <td>H25.9.30現在</td> </tr> </table> <p>〈調査内容〉 水質及び底質の放射性物質濃度 水質及び底質採取地点近傍の土壌の放射性物質濃度及び空間放射線量率</p> <p>水質に関しては、平成24年7月に1地点でセシウム137を1ベクレル毎リットル検出した以外は、放射性物質は全て不検出です。</p> <p>詳細な内容は、次のHPを参照してください。 http://www.env.go.jp/jishin/monitoring/results_r-pw.html#gunma</p> <div data-bbox="614 1429 1252 1921" data-label="Image"> </div> <p>公共用水域における採水</p> <p>問合せ先：県庁環境保全課（TEL 027-898-2841）</p>	平成23年度	河川50地点、湖沼19地点	各地点1～2回	H23.11.23開始	平成24年度	河川48地点、湖沼22地点	各地点2～7回		平成25年度	河川48地点、湖沼24地点	各地点1～5回
平成23年度	河川50地点、湖沼19地点	各地点1～2回	H23.11.23開始										
平成24年度	河川48地点、湖沼22地点	各地点2～7回											
平成25年度	河川48地点、湖沼24地点	各地点1～5回	H25.9.30現在										



大型水盤

分野	対策項目	対策状況
一般環境	地下水の調査	<p>国（環境省）が、県内の地下水の放射性物質モニタリング調査を定期的実施しています。</p> <p>〈調査地点及び回数〉 平成23年度 40地点 各地点1回 H24. 2. 20開始 平成24年度 20地点 各地点2回 平成25年度 21地点 各地点2回</p> <p>〈調査内容〉 地下水中のヨウ素131、セシウム134及びセシウム137濃度</p> <p>これまでの調査結果は、全て不検出です。</p> <p>詳細な内容は、次のHPを参照してください。 http://www.env.go.jp/jishin/monitoring/results_r-gw.html</p> <p>問合せ先：県庁環境保全課（TEL 027-898-2841）</p>
水道水	水道水中の放射性物質モニタリング	<p>水道水中の放射性物質モニタリングについては、水道事業者である市町村及び県企業局のほか、県衛生食品課において実施しています。</p> <p>モニタリングは、厚生労働省が示している「今後の水道水中の放射性物質のモニタリング方針について」及び「水道水中の放射性物質に係る指標の見直しについて」に基づいて実施しています。この中で、水道水の基準を、放射性セシウム（セシウム134とセシウム137の合計）として10^ベクレル毎キログラムと規定し、この数値を管理目標値として設定したことから、県内のモニタリングは、放射性セシウムの検査を主に行っています。</p> <p>なお、県衛生食品課、県企業局及び各市町村による検査の詳細は以下のとおりです。</p> <p>〈県衛生食品課によるモニタリング〉 検査実施機関：食品安全検査センター 測定地点：衛生環境研究所内蛇口 測定機器：ゲルマニウム半導体検出器 測定下限値：0.1～0.3^ベクレル毎キログラム 測定頻度：1回/週</p> <p>〈県企業局によるモニタリング〉 検査実施機関：企業局水質検査センター 測定地点：企業局の4浄水場（県央第一水道、県央第二水道、新田山田水道、東部地域水道） 測定機器：ゲルマニウム半導体検出器 測定下限値：0.3～1.5^ベクレル毎キログラム 測定頻度：1回/週</p> <p>〈各市町村によるモニタリング〉 各市町村は、市町村の浄水場ごとに適切な頻度（1回/日～1回/3か月）で、モニタリング検査を実施しています。</p> <p>衛生食品課及び県企業局実施の放射性物質検査結果については、次のHPを参照してください。 http://www.pref.gunma.jp/04/d6900015.html http://www.pref.gunma.jp/06/q2300003.html</p> <p>問合せ先：県庁衛生食品課 （TEL 027-226-2446） 県企業局水道課 （TEL 027-226-4011）</p> <p>（次ページへ）</p>



水道水放射性物質検査



ゲルマニウム半導体検出器

分野	対策項目	対策状況
水道水	(前ページから) 水道水中の放射性物質モニタリング	県内各市町村の放射性物質検査結果については、各市町村のHPで確認することができます。 なお、上記のURL内に、各市町村のHPへのリンクがあります。
農林水産物	農産物の放射性物質安全検査	<p>放射性物質に汚染された農産物を流通させないため、出荷前または出荷初期の段階でサンプル検査を実施しています。 現在、群馬県産の農産物(きのこ、山菜類を除く)で出荷が制限されている品目はありません。</p> <p>〈穀類：米、麦、大豆、ソバ〉 国の検査指針に沿って、市町村（平成の合併前、昭和の合併前の旧市町村を含む）を単位として、検査を実施しています。サンプル数は作付け面積に応じて決定しています。 穀類に関しては、出荷前に検査を行い、安全を確認してから出荷しています。</p> <p>〈野菜、果実、特産物等〉 各産地の品目ごとに、出荷前または出荷初期の段階でサンプル検査を実施しています。 万が一、サンプル検査で基準値を超える品目が発生した場合は、当該産地の出荷自粛要請と流通品の回収、当該品目の検査強化、出荷制限の対応など、安全性を確保しています。</p> <p>検査結果については、次のHPを参照してください。 http://www.pref.gunma.jp/05/f0100188.html</p> <p>問合せ先：県庁技術支援課（TEL 027-226-3036）</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <p>安全検査サンプル（ホウレンソウ） ゲルマニウム半導体検出器による検査</p>
農地土壌の放射性セシウム推移調査	(次ページへ)	<p>農業技術センターでは、県内の農地土壌における放射性セシウム濃度の平成23年度以降の推移を把握するため、継続的な農地土壌のモニタリング定点調査を実施しています。 平成23年度に実施した県内農耕地土壌の放射性セシウムの汚染状況調査に継続するものとして、平成24年度から平成27年度まで毎年1回、以降は5年ごとに1回実施する予定です。平成24年度は、平成24年4月から平成25年2月の間に調査を実施しました。</p> <p>地点数：県内88地点</p> <p>調査方法： 調査ほ場の5か所から、耕うんの深さまでの土壌（作土）を手動の土壌採取器により分析用試料として採取。ゲルマニウム半導体検出器により土壌試料の放射性セシウム濃度</p> <div style="text-align: right;">  <p>土壌採取</p> </div>

分野	対策項目	対策状況
農林水産物	(前ページから) 農地土壌の放射性セシウム推移調査	<p>(セシウム134とセシウム137の合量)を測定しました(基準日を平成24年12月28日として減衰補正)。</p> <p>各地点の放射性セシウム濃度は、約1年半の間に平均28%減少しており、放射性セシウムの崩壊による物理的減衰(約20%)以上に減少していました。モニタリング定点調査の結果は、県のHPで公開しています。 http://www.pref.gunma.jp/06/f0100333.html (平成24年度モニタリング定点調査)</p> <p>問合せ先：県庁農政課 (TEL 027-226-3028)</p>
	畜産物の放射性物質の検査	<p>(1) 生乳 県内の8か所のクーラーステーション及び酪農家から直接搬入される3か所の乳業工場の生乳について、1か月で県全域が検査対象となるよう毎週1回2～3検体採取し、放射性セシウムを測定し公表しています。 なお、検査結果が判明するまで、採取したのと同ロットの生乳は留め置きをしておきます。 これまでの検査結果(平成23年～平成25年9月)は全て基準値を下回り、ほとんどが検出下限値未満です。(全332検体)</p> <p>検査結果については、次のHPを参照してください。 http://www.pref.gunma.jp/06/ak0100015.html</p> <p>(2) 牛肉 県内の食肉処理場へ出荷された全ての牛について、平成23年7月31日から放射性セシウムの検査を実施しています。検査結果は処理された日ごとに公表しています。 これまでに(平成23年～平成25年9月)、30,703検体について検査を実施し、1検体のみ基準値超過がありました。この肉は流通していません。 また、県外に限って牛を出荷している農家については、出荷された牛が放射性物質検査を受けていることを定期的に確認しています。</p>  <p style="text-align: center;">牛肉の全頭検査(県食肉衛生検査所)</p> <p>検査結果については、次のHPを参照してください。 http://www.pref.gunma.jp/06/f2900043.html</p> <p>(3) 豚肉・鶏肉 豚や鶏の飼養形態は、ほとんどが畜舎内で飼養され、海外から輸入される飼料原料で生産された配合飼料が給与されているため、豚肉・鶏肉から放射性セシウムが検出されることはないと考えられますが、安全確認のための検査を実施しています。 検査は県内の処理場へ出荷された豚肉・鶏肉について、豚肉は毎月2検体、鶏肉は四半期ごとに2検体実施しています。 これまでに(平成23年～平成25年9月)、64検体について検査を実施し、全て不検出です。</p> <p>検査結果については、次のHPを参照して下さい。 http://www.pref.gunma.jp/05/f0100256.html</p> <p>問合せ先：県庁畜産課 (TEL 027-226-3102)</p>

分野	対策項目	対策状況												
農 林 水 産 物	飼料作物・堆肥の放射性物質検査	<p>安全な畜産物を生産するために、牛に給与する飼料作物及び飼料作物を生産するために利用する堆肥の検査を実施しています。</p> <p>(1) 飼料作物の検査 飼料作物については国の実施方針に基づき、県が検査計画を策定し、実施しています。 具体的には、国が毎年度当初に過去の状況を考慮し作物の種類と地域を指定して、流通・利用の自粛を要請します。 これに対して県が検査を実施し、基準内となった作物・地域を順に解除しています。(全体的な放射能の低減に伴って、年ごとに自粛要請は減少しています。)</p> <p>〈各年の検査状況〉</p> <table border="1" data-bbox="464 757 1007 913"> <thead> <tr> <th></th> <th>検査検体数</th> <th>超過検体数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成23年産牧草：</td> <td>478</td> <td>181</td> </tr> <tr> <td>平成24年産牧草：</td> <td>397</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>平成25年産牧草：</td> <td>150</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table> <p>(平成25年9月末現在)</p>  <p style="text-align: center;">牧草の検査</p> <p>今後は、平成26年産飼料作物については国の実施方針が示された後検討します。 検査結果の詳細については次のHPを参照してください。 http://www.pref.gunma.jp/05/z8700007.html</p> <p>(2) 堆肥の検査 国の実施方針に基づき、300ベクレル毎キログラムを超える牧草を牛に給与した可能性のある畜産農家の堆肥の個別検査と300ベクレル毎キログラムを超える牧草等を給与していない畜産農家の堆肥を市町村ごとに3か所抽出し検査しました。 検査結果は、次のとおりです 平成23年8月 個別検査：102検体 うち超過4検体 抽出検査：48検体 全て暫定許容値以下</p> <p>今後は、暫定許容値を超過した飼料作物の給与が確認された場合に堆肥の検査を実施します。</p> <p>問合せ先：県庁畜産課 (TEL 027-226-3102)</p>		検査検体数	超過検体数	平成23年産牧草：	478	181	平成24年産牧草：	397	10	平成25年産牧草：	150	0
		検査検体数	超過検体数											
平成23年産牧草：	478	181												
平成24年産牧草：	397	10												
平成25年産牧草：	150	0												
養殖魚の放射性物質検査	<p>県内の養魚場を対象に、サンプリングを実施し、定期的に検査を実施しています。</p> <p>〈実施時期と検査点数〉</p> <table border="1" data-bbox="464 1697 775 1816"> <tbody> <tr> <td>平成23年度</td> <td>24検体</td> </tr> <tr> <td>平成24年度</td> <td>87検体</td> </tr> <tr> <td>平成25年度</td> <td>35検体</td> </tr> </tbody> </table> <p>(平成25年7月末現在)</p> <p>これまでの検査結果は、全て不検出又は基準値以下でした。</p> <p>詳細な内容は、次のHPを参照してください。 http://www.pref.gunma.jp/05/d6200097.html</p> <p>問合せ先：県庁蚕糸園芸課 (TEL 027-226-3095)</p>	平成23年度	24検体	平成24年度	87検体	平成25年度	35検体							
平成23年度	24検体													
平成24年度	87検体													
平成25年度	35検体													

分野	対策項目	対策状況
農林水産物	栽培きのこの食品モニタリング検査	<p>栽培きのこについて、食品の安全基準に基づき、県内の栽培きのこのすべてを対象として、平成23年4月よりモニタリング検査を実施しています。基準値を超えた場合には、出荷制限又は出荷自粛要請としています。</p> <p>原木栽培の生しいたけ及び菌床栽培のきのこ類では、これまでに食品の基準値を超えたものはありません。</p> <p>原木栽培の乾しいたけについて、高崎市、沼田市、渋川市、富岡市、中之条町、高山村、東吾妻町、みなかみ町の8市町村において出荷自粛要請としています。</p> <p>原木栽培のなめこについて、藤岡市において出荷自粛要請としています。</p> <p>〈実施時期と検体数〉 平成23年度 115検体 平成24年度 247検体 平成25年度（上期） 129検体</p> <p>問合せ先：県庁林業振興課（TEL 027-226-3236）</p>
野生の山菜・きのこなど	野生きのこの山菜の食品モニタリング検査	<p>野生のきのこ及び山菜について、市場流通するものに関しては、栽培きのこと同様に検査を実施しています。検査の結果、基準値超過が確認された場合は、出荷制限を指示又は出荷自粛を要請することとなります。現在、7市町村において野生きのこの出荷制限が指示されています。また、一部地域において、タラノメ及びタケノコ（マダケ）について出荷自粛を要請しています。</p> <p>〈実施時期と検体数〉 平成23年度 13検体 平成24年度 64検体 平成25年度（上期） 37検体</p> <p>詳細な内容は、以下のHPを参照してください。 http://www.pref.gunma.jp/05/f0100258.html</p> <p>問合せ先：県庁林業振興課（TEL 027-226-3236）</p>
	しいたけ原木の指標値検査	<p>しいたけ原木の放射性物質の検査を実施し、林野庁が定めた当面の指標値（50ベクレル毎キログラム）を下回っていることを確認した上で栽培に供しています。検査した原木の約4割が指標値を下回りました。</p> <p>検査は林業試験場及び富岡森林事務所で行っています。</p> <p>〈実施時期と検体数〉 平成23年度 336検体 平成24年度 466検体 平成25年度（上期） 53検体</p> <p>問合せ先：県庁林業振興課（TEL 027-226-3236）</p>
	ほだ木の指標値検査	<p>しいたけ原木と同様にほだ木の検査を実施することにより、安全なしいたけの生産を支援しています。指標値（50ベクレル毎キログラム）を超過したほだ木については使用停止が指導され、きのこを収穫することはできません。</p> <p>〈実施時期と検体数〉 平成23年度 834検体 平成24年度 1,371検体 平成25年度（上期） 165検体</p> <p>問合せ先：県庁林業振興課（TEL 027-226-3236）</p>

分野	対策項目	対策状況
野生の山菜・きのこなど	河川湖沼の魚の放射性物質検査	<p>河川湖沼の魚の放射性物質検査については、「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」（平成25年3月19日原子力対策本部）に基づき、基準値の1/2を超えた、品目・水域について検査を実施しています。検査の結果、吾妻川の一部でヤマメとイワナが出荷制限となっており、赤城大沼で、ワカサギ、イワナ、ヤマメ、ウグイ、コイが出荷自粛要請、榛名湖でワカサギが出荷自粛要請となっています。（H25.12.18現在）</p> <p>詳細な内容は、次のHPを参照してください。 http://www.pref.gunma.jp/05/d6200097.html</p> <p>問合せ先：県庁蚕糸園芸課（TEL 027-226-3095）</p>
	野生鳥獣の放射性物質検査	<p>県では、平成23年度から、ツキノワグマ、イノシシ、ニホンジカ、ノウサギ、鳥類（キジ、ヤマドリ、カモ類等）の肉に係る放射性物質検査を行っています。</p> <p>イノシシ、クマ、シカなどは、狩猟や有害鳥獣駆除を目的に捕獲されており、獣肉の流通は基本的にありませんが、検査の結果を踏まえ、県内全域で、イノシシ、クマ、シカ、ヤマドリが出荷制限となっています。（H25.12.18現在）</p> <div data-bbox="991 678 1428 1003" data-label="Image"> </div> <p>ニホンジカ</p> <p>〈実施時期と検体数〉 平成23年度 111検体 平成24年度 218検体 平成25年度 205検体 （平成25年12月末現在）</p> <p>詳細な内容は、次のHPを参照してください。 http://www.pref.gunma.jp/04/e2300272.html</p> <p>問合せ先：県庁自然環境課（TEL 027-226-2874）</p>
流通食品	流通食品等の放射性物質検査	<p>〈実施内容〉 流通食品等の放射性物質検査については、「農畜水産物等の放射性物質検査について」（厚生労働省通知）及び本県食品衛生監視指導計画に基づき、原則、県内で生産、製造販売されている農産物加工食品を主な対象として、県内の食品製造所又は販売店から採取し、食品安全検査センターで検査を行っています。</p> <p>検査対象品目としては、小麦製品、豆類製品、漬物、乳・乳製品、清涼飲料水、畜水産物、その他の農畜水産物加工品等です。</p> <p>実施方法としては、各保健福祉事務所による収去及び食品安全課による試買、また、当該対策は全県下で取り組む必要があるため、中核市保健所とも連携して業務を行っています。</p> <p>なお、検査結果判明後は速やかに報道機関に結果等を公表しています。</p> <p>〈実施結果〉 当該検査は平成23年12月の開始から平成25年9月末までの間、計252検体を実施し、暫定規制値あるいは基準値を上回ったものはありませんでした。</p> <p>※今後について 引き続き、国通知及び本県食品衛生監視指導計画に基づき、検査を行います。 必要に応じて、検査検体数、検査対象品目等の変更を行うことで、基準値を超えた食品の流通防止の徹底を図ります。</p> <div data-bbox="1023 1637 1428 1955" data-label="Image"> </div> <p>試買検査</p> <p>（次ページへ）</p>

分野	対策項目	対策状況
流通食品	(前ページから) 流通食品等の放射性物質検査	<p>詳細な結果については、次のHPを参照してください。 http://www.pref.gunma.jp/05/d6900053.html</p> <p>問合せ先：県庁食品安全課 (TEL 027-226-2424) 〃 衛生食品課 (TEL 027-226-2449)</p>
学校給食等	学校給食検査設備整備事業	<p>群馬県教育委員会では、学校給食の安心を確保するために、県内5教育事務所に放射性物質検査機器を設置して、放射性物質検査機器を持たない市町村を支援しています。また、同測定器によって、県立学校給食用食材を検査しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・検査開始時期：平成24年4月23日(月)～ ・機器設置場所：県内5か所(中部、西部、吾妻、利根、東部)の教育事務所 ・検査対象：市町村教育委員会、市町村、学校給食を実施している私立学校・幼稚園、給食を実施している保育園等、県機関、(公益財団法人)群馬県学校給食会、その他、群馬県教育委員会が認めたもの ・実施方法：検査を希望する団体等が食材を各県民局に持ち込み、検査を行います。 ・結果の公表：検査を行った団体等がホームページに掲載するなど適宜の方法により行います。 <p>なお、県立学校分については、群馬県ホームページに掲載しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施状況：平成24年度は延べ1,795団体が2,230検体の検査を実施しています。 ・結果：ほとんどにおいて不検出でしたが、検出された7検体も50ベクレル毎キログラム未満でした。 <p>県立学校の検査状況は次のHPを参照してください。 http://www.pref.gunma.jp/03/x5000031.html</p> <p>問合せ先：県教育委員会健康体育課 (TEL 027-226-4709)</p>
	学校給食安心対策事業(旧学校給食モニタリング事業)	<p>群馬県教育委員会は、児童生徒等のより一層の安全・安心の確保の観点から、学校給食における放射性物質について把握するため、平成24年度から文部科学省の事業を受託し、県内において提供された学校給食の事後検査を行いその結果を公表しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・提供した学校給食(毎日1食分を1週間分まとめて)を検査機関に依頼して、精密検査を行っています。 ・平成24年度は、川場村、館林市、草津町、桐生市、渋川市、甘楽町について実施しすべて検出されませんでした。 <p>詳細な内容は、次のHPを参照してください。 http://www.pref.gunma.jp/03/x5000031.html</p> <p>問合せ先：県教育委員会健康体育課 (TEL 027-226-4709)</p>
	保育所等における給食用食材の放射線検査	<p>学校給食検査設備整備事業において、保育所等における給食用食材についても検査しており、測定値がスクリーニングレベル(基準値の1/2=50ベクレル毎キログラム)を超えた場合、ゲルマニウム半導体検出器による精密検査を実施します。</p> <p>これまで、精密検査に至ったケースはありません。</p> <p>問合せ先：県庁子育て支援課 (TEL 027-226-2626)</p>



教育事務所に設置されているNaIシンチレーション検出器



分野	対策項目	対策状況																																																																								
学校給食等	市町村における学校給食関係調査	<p>県による学校給食検査の他に、市町村独自に検査を行っているケースもあります。</p> <p>調理前の学校給食食材については、県の事業による検査への参加も含めて、現在、27市町村で検査を実施しています。調理前の食材検査を実施していない市町村でも調理後の学校給食の検査を実施しています。</p>																																																																								
	病院給食材料の放射性物質検査	<p>群馬県立小児医療センターでは、入院患児の安全・安心のため、平成23年8月から野菜、根菜、果実類を中心に給食材料をサンプリングし、ゲルマニウム半導体検出器による放射性物質検査を週1回実施しています。平成25年12月現在、基準を超える放射性物質は検出されていません。</p> <p>問合せ先：県病院局総務課（TEL 027-226-2710）</p>																																																																								
持込み食材	各市町村による住民持込み食材の放射性物質検査	<p>市町村では、住民からの持込み食材の放射性物質検査を実施しています。対象は、自市町村内で栽培又は採取され、自ら持ち込んだ物が中心です。</p> <p>〈住民持込み食材の放射性物質検査実施市町村の連絡先〉 平成26年1月23日現在</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>市町村</th> <th>担当課・係名</th> <th>電話番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>前橋市</td> <td>消費生活センター</td> <td>027-230-1755</td> </tr> <tr> <td>桐生市</td> <td>市民生活課</td> <td>0277-46-1111(内線317)</td> </tr> <tr> <td>伊勢崎市</td> <td>環境保全課</td> <td>0270-27-2733</td> </tr> <tr> <td>太田市</td> <td>市民活動支援課(消費生活センター)</td> <td>0276-30-2228</td> </tr> <tr> <td>沼田市</td> <td>消費生活センター(沼田市生活課 生活係)</td> <td>0278-20-1500 (23-2111内線77351)</td> </tr> <tr> <td>館林市</td> <td>地球環境課 環境放射線係</td> <td>0276-72-4111(内線452)</td> </tr> <tr> <td>渋川市</td> <td>環境課 分析係</td> <td>0279-22-2114</td> </tr> <tr> <td>富岡市</td> <td>環境課</td> <td>0274-62-1511</td> </tr> <tr> <td>安中市</td> <td>環境推進課</td> <td>027-382-1111(内線1882)</td> </tr> <tr> <td>みどり市</td> <td>商工課 商工労政係</td> <td>0277-76-1938</td> </tr> <tr> <td>上野村</td> <td>総務住民課</td> <td>0274-59-2111</td> </tr> <tr> <td>下仁田町</td> <td>健康課 保健環境係</td> <td>0274-82-5490</td> </tr> <tr> <td>中之条町</td> <td>農林課 農林係</td> <td>0279-75-8813</td> </tr> <tr> <td>長野原町</td> <td>産業課 農林グループ</td> <td>0279-82-3013</td> </tr> <tr> <td>嬭恋村</td> <td>観光商工課</td> <td>0279-96-1515</td> </tr> <tr> <td>草津町</td> <td>総務課</td> <td>0279-88-0001</td> </tr> <tr> <td>高山村</td> <td>地域振興課 地域振興係</td> <td>0279-63-2111</td> </tr> <tr> <td>東吾妻町</td> <td>産業課</td> <td>0279-68-2111</td> </tr> <tr> <td>片品村</td> <td>農林建設課 環境係</td> <td>0278-58-2114</td> </tr> <tr> <td>川場村</td> <td>むらづくり振興課</td> <td>0278-52-2111</td> </tr> <tr> <td>昭和村</td> <td>産業課 産業振興係</td> <td>0278-24-5111</td> </tr> <tr> <td>みなかみ町</td> <td>環境課 生活環境グループ</td> <td>0278-25-5027</td> </tr> <tr> <td>邑楽町</td> <td>産業振興課</td> <td>0276-47-5026</td> </tr> </tbody> </table> <p>※上記以外の市町村でも別途対応している場合がありますので、該当市町村にお問い合わせください。</p> <p>詳細な内容は、次のHPを参照してください。 http://www.pref.gunma.jp/05/d6200132.html</p>	市町村	担当課・係名	電話番号	前橋市	消費生活センター	027-230-1755	桐生市	市民生活課	0277-46-1111(内線317)	伊勢崎市	環境保全課	0270-27-2733	太田市	市民活動支援課(消費生活センター)	0276-30-2228	沼田市	消費生活センター(沼田市生活課 生活係)	0278-20-1500 (23-2111内線77351)	館林市	地球環境課 環境放射線係	0276-72-4111(内線452)	渋川市	環境課 分析係	0279-22-2114	富岡市	環境課	0274-62-1511	安中市	環境推進課	027-382-1111(内線1882)	みどり市	商工課 商工労政係	0277-76-1938	上野村	総務住民課	0274-59-2111	下仁田町	健康課 保健環境係	0274-82-5490	中之条町	農林課 農林係	0279-75-8813	長野原町	産業課 農林グループ	0279-82-3013	嬭恋村	観光商工課	0279-96-1515	草津町	総務課	0279-88-0001	高山村	地域振興課 地域振興係	0279-63-2111	東吾妻町	産業課	0279-68-2111	片品村	農林建設課 環境係	0278-58-2114	川場村	むらづくり振興課	0278-52-2111	昭和村	産業課 産業振興係	0278-24-5111	みなかみ町	環境課 生活環境グループ	0278-25-5027	邑楽町	産業振興課	0276-47-5026
市町村	担当課・係名	電話番号																																																																								
前橋市	消費生活センター	027-230-1755																																																																								
桐生市	市民生活課	0277-46-1111(内線317)																																																																								
伊勢崎市	環境保全課	0270-27-2733																																																																								
太田市	市民活動支援課(消費生活センター)	0276-30-2228																																																																								
沼田市	消費生活センター(沼田市生活課 生活係)	0278-20-1500 (23-2111内線77351)																																																																								
館林市	地球環境課 環境放射線係	0276-72-4111(内線452)																																																																								
渋川市	環境課 分析係	0279-22-2114																																																																								
富岡市	環境課	0274-62-1511																																																																								
安中市	環境推進課	027-382-1111(内線1882)																																																																								
みどり市	商工課 商工労政係	0277-76-1938																																																																								
上野村	総務住民課	0274-59-2111																																																																								
下仁田町	健康課 保健環境係	0274-82-5490																																																																								
中之条町	農林課 農林係	0279-75-8813																																																																								
長野原町	産業課 農林グループ	0279-82-3013																																																																								
嬭恋村	観光商工課	0279-96-1515																																																																								
草津町	総務課	0279-88-0001																																																																								
高山村	地域振興課 地域振興係	0279-63-2111																																																																								
東吾妻町	産業課	0279-68-2111																																																																								
片品村	農林建設課 環境係	0278-58-2114																																																																								
川場村	むらづくり振興課	0278-52-2111																																																																								
昭和村	産業課 産業振興係	0278-24-5111																																																																								
みなかみ町	環境課 生活環境グループ	0278-25-5027																																																																								
邑楽町	産業振興課	0276-47-5026																																																																								

分野	対策項目	対策状況
廃棄物	一般廃棄物処理施設における放射性物質の測定	<p>県では、平成24年1月1日付け全面施行された「放射性物質汚染対処特措法」に基づく、特定一般廃棄物処理施設（焼却施設、最終処分場）から排出される排ガス及び排出水の放射能濃度の基準の適合状況を監視するため、対象となる処理施設において放射性物質の測定を行い、ホームページで公表しています。</p> <p>平成25年度も引き続き、特定一般廃棄物処理施設（焼却施設、最終処分場）の放射能濃度の測定を実施しています。</p> <p>詳細な内容は、次のHPを参照してください。 (第1報) http://www.pref.gunma.jp/houdou/e1700057.html (第2報) http://www.pref.gunma.jp/houdou/e1700076.html</p> <p>また、県では、放射性物質汚染対処特措法に基づいて市町村等が実施した特定一般廃棄物処理施設（焼却施設、最終処分場）の放射能濃度の測定結果を定期的に取りまとめ、ホームページで公表しています。</p> <p>平成25年度も引き続き、市町村等が実施した特定一般廃棄物処理施設（焼却施設、最終処分場）の放射能濃度の測定結果をとりまとめ、ホームページで公表しています。</p> <p>詳細な内容は、次のHPを参照してください。 (第1報) http://www.pref.gunma.jp/houdou/e1700035.html (第2報) http://www.pref.gunma.jp/houdou/e1700039.html (第3報) http://www.pref.gunma.jp/houdou/e1700052.html (第4報) http://www.pref.gunma.jp/houdou/e1700068.html (第5報) http://www.pref.gunma.jp/houdou/e1700074.html</p> <p>問合せ先：県庁廃棄物・リサイクル課（TEL 027-226-2853）</p>
災害廃棄物	現地測定	<p>県では、被災地支援として岩手県の災害廃棄物広域処理支援を実施しました。（群馬県における災害廃棄物の広域処理支援は、平成25年8月6日の前橋市への搬入をもって全て終了しました。）</p> <p>その中で、県民の安心・安全のため、搬出現場で実施されている災害廃棄物の放射能測定結果の確認を行い、測定結果は現在もホームページで公表しています。</p> <p>なお、災害廃棄物広域処理に係る搬出現場の測定結果は、県で定めた基準（『群馬県における災害廃棄物の処理に関するガイドライン』及び『群馬県放射能管理マニュアル』）を全て満たしていました。</p> <p>※この事業自体は終了しました。</p> <div data-bbox="874 1361 1422 1771" data-label="Image"> </div> <p style="text-align: right;">災害廃棄物</p> <p>詳細な内容は、次のHPを参照してください。 http://www.pref.gunma.jp/04/e1600066.html</p> <p>問合せ先：県庁廃棄物・リサイクル課（TEL 027-226-2853）</p>